

一般社団法人田川地区防災協会役員選考規程

制定 平成24年6月1日

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人田川地区防災協会定款（以下「定款」という。）第22条の規定に基づき、役員選出について定めるものとする。

(役員を選出)

第2条 理事及び監事は、会員の中から総会で選出する。

2 理事及び監事の定数は定款第22条の規定以内とし、選出する区分の人数は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、一般社団法人の登記の日から施行する。

別表（第2条関係）

部 会	理事（人）	監事（人）
危険物部会	9	1
消防設備士会	4	
L P ガス部会	4	1
病院部会	2	
一般事業所部会	14	1
町内部会	3	
郵便局部会	2	
福祉施設部会	2	
計	40	3